

令和7年度中堅教諭等資質向上研修 Q & A (令和7年3月24日現在)

Q 1 職員の勤務年数の確認の仕方を知りたい。

→ 「令和7年度 中堅教諭等資質向上研修実施計画(研修の手引き)小・中・高等学校 特別支援学校」P. 4(幼稚園はP. 3)を参照してください。

Q 2 「研修計画立案のための評価票」は養護教諭・栄養教諭も作成するのか。

→ 教諭の他、養護教諭・栄養教諭も作成します。ただし、求められる資質能力の違いから、評価の項目は教諭とは異なります。養護教諭・栄養教諭中堅研の各実施計画は、3月中旬から総合教育センターホームページよりダウンロードすることができますので、確認してください。

Q 3 選択研修のうち、専門研修と体験研修の両方を受ける必要があるか。

→ 片方だけでも、両方を組み合わせても構いません。実施計画P. 11(幼稚園はP. 10)を参照してください。

Q 4 実施計画P. 13「選択研修計画 7その他」について、所属校の校長が適当と判断した場合には、自分の専門性を高めるための県外の先進校などの視察等は許可が出るのか。それとも、「8異校種体験研修」や「9企業・施設・NPO等体験研修」と同様に学校所在地の各教育事務所管内となるのか。

→ 原則として、「専門研修」については(「異校種体験研修」「企業・施設・NPO等体験研修」は「体験研修」)、県内での研修等に限り可能です。「県内での研修等」としてしているのは、中堅研予算の中の旅費には限りがあるからです。ただし、校長が適当と判断し、旅費の工面がつくのであれば、選択は可能です。また、例えば文部科学省や教職員研修機構のフォーラム等へのオンライン参加等の場合は、旅費が発生しないので問題ありません。以上の点を確認の上、選択をしてください。いずれにせよ、個人テーマに沿った内容で時間等も適当であると校長が判断した場合には、総合教育センターでも研修教員の課題解決に向けて柔軟に検討していきたいと思っておりますので、実施計画にあるとおり、必ず総合教育センターに連絡・相談してください。

Q 5 異校種体験研修について、仙台市にある県立学校教員は、研修先を仙台市にある学校から選ぶのか。

→ 仙台教育事務所管内の学校から選びます。異校種体験研修については、小・中学校は所属教育事務所管内、高等学校・特別支援学校は学校所在地の各教育事務所管内の学校を選びます。

Q 6 自校の公開研究会での授業提供、授業参観は、校内研修の該当になるのか。

→ 該当にはなりません。中堅研における校内研修テーマは、評価票作成の過程を通して明らかにした研修教員個人の適性、課題等に基づいて設定されるものです。一方、公開研究は協働の研究テーマに基づいて実施されます。「個人」と「協働」という点で、そもそのねらいが異なります。

Q 7 校内研修における課題研究と必須の「校内服務規律」「事務処理、会計処理等」の関係性について教えてほしい。会計担当などの校務を担うということか。

→ 「校内服務規程」と「事務処理、会計処理等」は、課題研究の日数（4日以上）に含まれますが、課題研究の各自のテーマと必ずしも関係性を持たせる必要はありません。これらの内容は、中堅教諭として知っておくべき事項であることから必須項目として設定されています。会計担当などの校務担当に関わらず、管理職や事務職員から講義等の指導を受け、中堅教諭として学校を支える力の伸長を図ってください。

Q 8 基本研修1のオンデマンド配信の視聴時間の目安はどのくらいか。

→ 総合教育センターの研修は、1日の研修の目安を5時間程度としています。オンデマンド研修もそれに合わせて計画しています。

Q 9 3月いっぱい育児休業を取得しているため、校長との面談等ができない場合はどのようなになるか。

→ 中堅教諭等資質向上研修の趣旨や研修方法、事前評価の目的等について校長が本人に説明し、研修受講の意志と意欲を確認し、当該年度受講の是非を判断してください。当該年度受講を判断した場合は、4月に復帰して1か月（5月の書類提出まで）の期間に観察と面談を十分に行い、人事記録からの情報等をもとに評価票・研修計画案の作成に最大限努力してください。適切に中堅研を実施するため、校長による復帰後1年間の観察と指導の中で、本人の適性や能力を判断し、延期するという判断も考えられます。本人の意欲、校内事情等を勘案し、校長が総合的に判断してください。

Q10 特別支援の教員免許取得のための認定講習は、選択研修の代替になるか。

→ 教員免許状又は資格の取得を目的とした講習の受講については、中堅教諭等資質向上研修の目的と異なることから代替研修として認めていません。

Q11 「専修学校・各種学校等体験研修」の「各種学校」はどのような学校を指すのか。

→ 各種学校とは、学校教育法第1条に規定される学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定がある

もの及び学校教育法第 124 条に規定する専修学校の教育を行うものを除く)です(学校教育法第 134 条参照)。和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設を含んでいます。各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(各種学校規程等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の許可を受けて設置されます。宮城県ホームページには「私立学校名簿」が掲載されており、県内の専修学校や各種学校の一覧を確認することができます。

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/sigaku-rist.html>



Q12 評価票作成の過程で、校長の評価を研修教員に示すことになっているが、事後の校長評価は研修教員に示してよいか。

→ 校長の事後評価の開示及び研修教員からの開示請求への対応は、校長の判断によります。その際には、事後の校長評価を研修教員に示す目的をどこに置くかを明確にした上で開示する必要があります。自己評価が校長評価と大きく異なっていたときの検討、あるいは課題の明確化など、研修の取組に対する激励・慰労等が考えられます。

Q13 研修教員が該当年度の途中で産休に入る予定になっている場合は、どのような対応が必要となるか。

→ 本件の中堅教諭等資質向上研修の実施計画では、研修の実施期間は「1年間を基本」としています。このケースのように、産休に入るなどの事由があり年度途中で休職に入ることがあらかじめ分かっている研修教員については、自己研修を課することもできないため、当該年度に受講申込みをすることは望ましくありません。こうした研修教員については、指定様式で「延期願」を所定のルートにより提出し、研修延期の手続きを行ってください。

令和7年度から、基本研修や実践研修をやむを得ない理由で欠席し、さらに自己研修で補完できない場合は、補完できなかった研修のみ次年度受講とすることになりましたが、一部延期とするのは、病休等、年度当初には予見できなかったやむを得ない事情によるものに限りです。

Q14 研修教員が、宮城県教育研究会の県大会授業者となる。選択研修として取り扱うことは可能か。

→ 1日講師を務めるのではなく、受講生として研修も受け、報告書に記載できる内容であれば、選択研修として取り扱うことは可能です。

総合教育センターに寄せられた質問等については随時Q & Aを更新していきます。